

○松阪市議会反問権及び反論権に関する要綱

平成24年10月18日議会告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第10条に規定する反問権及び反論権について、必要な事項を定めるものとする。

(反問権)

第2条 市長その他の執行機関（以下これらを「市長等」という。）は、議員の質問等が終了し、市長等が答弁を始める前又は答弁を終了した後に挙手の上、議長又は委員長に反問するための発言を求め、その許可を受けてから行うものとする。

2 議長又は委員長は、市長等から反問の意思を示された場合において、次の各号に掲げる要件に該当していることを確認したときは、これを許可するものとする。

(1) 市長等が議員又は委員の質問の趣旨又は根拠を確認する場合

(2) 市長等が議員又は委員の考え方を確認する場合

(反論権)

第3条 市長等は、議員の提案説明等が終了した後に挙手の上、議長又は委員長に反論するための発言を求め、その許可を受けてから行うものとする。

2 議長又は委員長は、市長等から反論の意思を示された場合において、次の各号に掲げる要件に該当していることを確認したときは、これを許可するものとする。

(1) 市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対する趣旨又は根拠を確認する場合

(2) 市長等が議員又は委員の考え方を確認する場合

(3) 市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対して反対の意見又は建設的な意見を述べる場合

(反問権及び反論権の行使)

第4条 議長又は委員長は、持ち時間制による質疑又は質問において、市長等が反問権又は反論権を行使した場合にあっては、議事進行に支障がない範囲内において、別に必要な時間を確保するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会改革特別委員会に

において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。